

系統情報公表ルール

平成28年 9月 23日



沖縄電力株式会社

目次

1. 基本的な考え方.....	1
2. 基本方針	1
3. 適用範囲	1
4. 定義	1
5. 送配電部門の情報の公表および保護.....	1
6. 保護すべき情報の取り扱い.....	2
別表1 送配電部門が公表する情報および公表の手段、時期.....	3
別表2 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報および提示の手段、時期.....	4
別紙 保護すべき情報.....	5

1. 基本的な考え方

1. 1 本ルールは電力広域的運営推進機関で定める送配電等業務指針第13章系統情報の公表に基づき、当社の電力システムを利用するすべての事業者および需要者に対して、公平性および透明性を確保することを目的とした情報の公表に関する取り扱いについて定める。

2. 基本方針

2. 1 送配電部門は、公平性・透明性の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。

3. 適用範囲

3. 1 送配電部門による電力システムの情報の公表に適用する。

4. 定義

4. 1 本ルールにおいて、次に示す用語は、それぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 公表

公開および提示の総称をいう。

- (2) 公開

一般に公開されているウェブサイトや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。

- (3) 提示

系統情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ、個々に示し説明を行うことをいう。

5. 送配電部門の情報の公表および保護

5. 1 送配電部門は、「2. 基本方針」の趣旨を考慮し、別表1、別表2に示す情報を含め、送配電部門の公平性・透明性を確保するための情報については原則公表する。

5. 2 送配電部門は、別表2の系統アクセス情報等について、系統連系希望者または既に系統連系している者から系統利用検討の目的のために情報公表の要請があった場合、保有している情報を当該要請者に提示する。なお、送配電部門は提示にあたっては、次の措置を行う。

- (1) 閲覧者の事前登録

当社エリアにおいて系統接続に関する検討・契約の前段階として具体的に検討している事業者に対して、支店またはネットワークサービスセンター(託送供給等の場合)等は電話等で連絡し閲覧の事前登録を要請することがある。なお、事前登録を行わず閲覧のために支店またはネットワークサービスセンター(託送供給等の場合)等へ訪問された場合には、可能な範囲で対応する。

- (2) 閲覧目的の明確化

当社電力システムへの系統接続を具体的に検討していることを文書等で確認する。

- (3) 秘密保持契約の締結

「知り得た提示情報を、当該目的外の目的のために利用しないこと、または第三者に提供しないこと」等について閲覧者に対して機密保持契約の提出を求めることがある。

(4) その他必要な措置

必要に応じて、身元確認のために、印鑑証明書、資格証明書等の提示を求める。また、情報の提示にあたっては閲覧要請者の目的を十分に確認し、情報の使用目的に応じた内容で対応を行う。

- 5. 3 送配電部門は、別紙（保護すべき情報）に定める情報について原則公表しない。
- 5. 4 送配電部門が公表する情報は日本語を用いる。
- 5. 5 送配電部門は、情報の提示を求める個々の要請について、提示できない場合は、その理由を説明する。また、情報の収集、検証等で時間を要する場合、その理由および提示可能時期の見込みを要請者に説明する。

6. 保護すべき情報の取り扱い

- 6. 1 送配電部門において、別紙（保護すべき情報）に示す情報について、原則公表しないが、社会的要請などに基づく第三者情報の公表については、第三者の承諾が得られればこの限りではない。

別表1 送配電部門が公表する情報および公表の手段、時期

公表区分	情報項目	公表の手段	公表時期 (更新時期)
公開	(a) 送配電部門の系統ルール ・系統情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	・当社 HP にて公開	都度
	(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画 (132kV) ^(※1)	同上	同上
	(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に 地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) ^{※2}	同上	同上
	(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日: 翌日の最大時需要電力と 予想時刻 当日: 当日の最大時需要電力と 予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対す る供給電力 翌日: 翌日の供給電力 当日: 当日の供給電力	同上	翌日: 前日の 18 時頃 当日: 当日 9 時頃
	(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在地 ・供給区域の当日及び前日 ^(※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大需要電力 実績と発生時刻	同上	都度
	(f) 需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (1 時間値) ・供給区域の供給実績 (電源種別、 1 時間値)	同上	四半期毎
	(g) 再生可能エネルギーの出力抑 制に関する情報 ^(※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行 われた出力の合計 ・理由 (「下げ調整力不足」など の要因)	同上	出力抑制が行われた日 の属する月の翌月

(※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※2) 系統情報の公表の考え方 (平成 28 年 4 月改定) による。

(※3) 過去分の参考日を対象として表示する場合もある。

(※4) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）」に準ずる。

別表2 送配電部門が個々の要請に応じて提示する情報および提示の手段、時期

公表区分	情報項目	提示の手段	提示時期 (更新時期)
提示	(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	・支店またはネットワークサービスセンター(託送供給等の場合)等への店頭、電話等での問合せに応じ個別に示し、説明	都度
	(b) 系統アクセス情報(特別高圧) ・地内系統の送電系統図(送電線、変圧器等の容量を含む)(但し、別表1(b)(c)により公表する情報を除く) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の設備定数(送電線、変圧器の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画(但し、別表1(b)により公表する情報を除く) ・地内系統の停電実績(但し、停電発生時に当社ウェブサイト等で公表する情報を除く)	・支店またはネットワークサービスセンター(託送供給等の場合)等での店頭での閲覧 [*] ¹ または問合せに応じ個別に示し、説明	同上
	(c) 系統アクセス情報(高圧) ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(但し、停電発生時に当社のウェブサイト等で公表する情報を除く)	同上	同上

(※1) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示

別紙 保護すべき情報

1. 第三者情報

第三者情報とは送配電部門以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいう。

(1)公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念がある情報

○個々の事業者の事業状況

- ・電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・燃料調達・消費状況
- ・需要動向（分布）、需要実績
- ・売上情報 等競争に影響を与える情報 等

(2)私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況等

2. 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備（重要設備へ接続される送配電線設備）に関する情報

※当社管内における重要施設の例

- (a) 重要官公庁：裁判所、外国公館、官公庁舎、刑務所、地方自治体会議施設、警察署、消防署
- (b) 上下水道：浄水場、給水場、下水処理場、排水場
- (c) ガス供給：製造所、供給所、貯蔵所、整圧所
- (d) 病院等：国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院
- (e) 交通施設：高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、鉄道運行用発電所
- (f) 情報通信：主要な電気通信事業者施設
- (g) 金融機関：主要な金融機関、金融商品取引所
- (h) その他社会的影響が懸念される施設：電気事業者の給電所・制御所、報道機関、高層ビル、地下街、自衛隊施設、米軍施設